

# 衛 生 費

- ・保健衛生費
- ・清掃費



**1. 生ごみ減量及び環境美化推進事業**

## (1) 廃棄物減量等推進審議会

一般廃棄物の処理の基本方針に関する事項や、一般廃棄物の減量及び再利用の促進に関する事項等について審議するため、年に数回の会議を開催する。8名の委員で構成され、平成30年度は2回(H30.8.3 金曜日、H30.11.16 金曜日)開催した。

## (2) 環境美化対策

環境美化推進員総会(H30.6.6 水曜日)を開催し、同日研修会も実施した。クリーン作戦(H30.9.29 土曜日 実施予定)は雨のため中止。

## (3) 不法投棄対策

町内のごみの不法投棄箇所に、防止の立看板を設置し、衛生思想の普及と啓発に努めた。シルバー人材センターに委託し、パトロールを実施した。

## (4) ごみ減量対策

家庭用生ごみ減量化のために、生ごみ処理機器購入補助(6件分:合計79,500円、1件当り上限20,000円)を行った。

# 予 防 費 健 康 課

予防接種法に基づき、A類疾病・B類疾病の予防接種を実施している。平成26年10月1日より水痘がA類疾病、高齢者の肺炎球菌感染症がB類疾病の対象として追加された。  
平成28年10月1日よりB型肝炎がA類疾病の対象として追加された。

## 1. 定期予防接種

### 【A類疾病】

#### (1) ジフテリア・百日咳・急性灰白髄炎(ポリオ)・破傷風

平成24年9月1日から経口生ポリオワクチン接種による麻痺等の副反応のため、不活化ポリオワクチン接種に変更し、個別接種にて実施する。

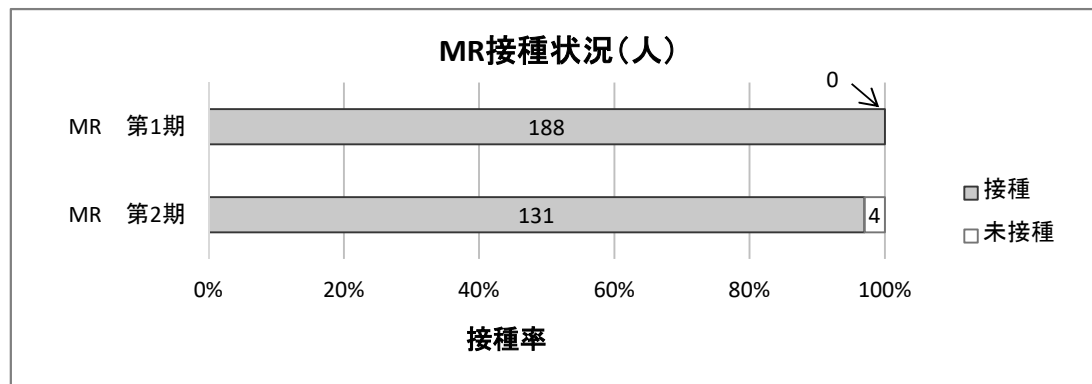
平成24年11月1日からジフテリア・百日咳・急性灰白髄炎及び破傷風ワクチンが使用開始となる。

平成26年12月をもってジフテリア・百日咳及び破傷風ワクチンの販売が中止となり、平成28年7月15日をもって在庫のワクチンが全て有効期限切れとなった。

平成30年1月末に再度、ジフテリア・百日咳及び破傷風ワクチンの販売が開始された。

・ジフテリア・百日咳・急性灰白髄炎(ポリオ)及び破傷風ワクチン(DPT-IPV) (第1期) 接種者数	657回	388人	
・ジフテリア・百日咳及び破傷風ワクチン(DPT) (第1期) 接種者数	0回	0人	
・急性灰白髄炎(不活化ポリオ)ワクチン(IPV) 接種者数	2回	2人	7,436,116円(委託料)
・ジフテリア及び破傷風ワクチン(DT) (第2期)	101回	101人	

#### (2) 麻しん・風しん(MR)



第1期	188人	接種率	100.0%
第2期	131人	接種率	97.0%

第1期	2,090,184円(委託料)
第2期	1,431,699円(委託料)

平成20年4月1日予防接種法施行令の一部改正が施行され「麻しん及び風しん予防接種第3期・第4期」を開始する(5か年計画)。

平成25年3月31日をもって、3期・4期の接種を終了する。

(3) 日本脳炎

平成17年度、ワクチンによる副反応のため、日本脳炎予防接種の積極的勧奨が中止となる。

新ワクチンの供給体制が整い、平成22年度から第1期対象者(3歳児)に積極的勧奨を再開する。

平成23年5月から積極的勧奨の差し控えにより、接種を受ける機会を逸した平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者で20歳未満の者は特例対象者として接種することができるようになった。

平成30年度は、平成26年4月2日から平成27年4月1日生まれに第1期の通知、平成20年4月2日から平成21年4月1日生まれに第2期の通知を実施。

平成12年4月2日から平成13年4月1日生まれの特例対象者に接種確認の通知をしている。

接種回数	595回	443人	4,398,723円(委託料)
------	------	------	-----------------

(4) 結核(BCG)

結核をめぐる状況の変化に伴い「結核予防法」が廃止となり、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に統合された。

平成19年4月からBCG予防接種は「予防接種法」に規定された。

集団接種は乳児前期健診と同時実施。

接種回数	集団	171回	171人	個別	2回	2人	15,594円(委託料)
------	----	------	------	----	----	----	--------------

(5) 小児用肺炎球菌感染症

接種回数	652回	346人	7,336,119円(委託料)
------	------	------	-----------------

(6) Hib(ヒブ)感染症

接種回数	643回	348人	5,105,565円(委託料)
------	------	------	-----------------

(7) ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん予防ワクチン)

平成25年6月から、ワクチンとの因果関係を否定できない副反応が特異的に見られたことから、積極的勧奨が差し控えられている。

接種回数	0回	0人	0円(委託料)
------	----	----	---------

(8) 水痘

生後12ヶ月から36ヶ月に至るまでの間にある者を対象として実施。

接種回数	314回	274人	2,947,521円(委託料)
------	------	------	-----------------

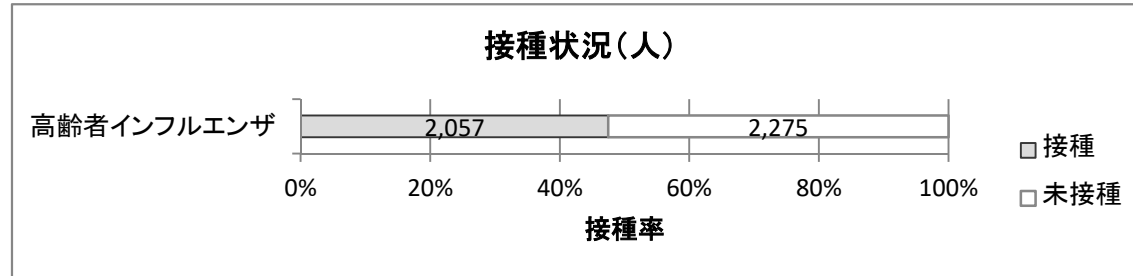
(9) B型肝炎

生後2ヶ月から12ヶ月に至るまでの間にある者を対象として実施。平成28年10月から定期化となる。

接種回数 466回 253人 2,930,710円（委託料）

【B類疾病】

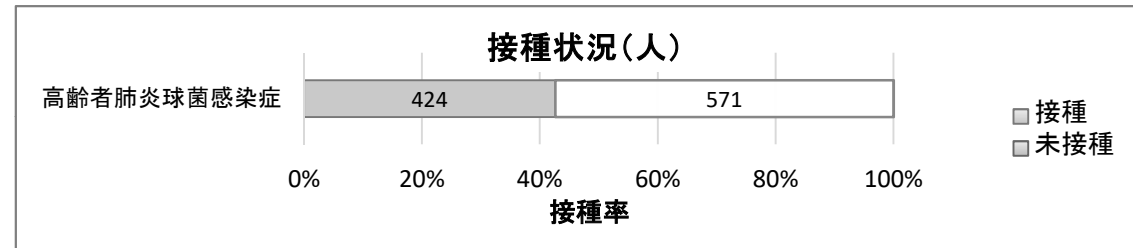
(1) 高齢者インフルエンザ



2,057人 接種率 47.5%

7,421,595円（委託料）

(2) 高齢者の肺炎球菌感染症



424人 接種率 42.6%

2,417,565円（委託料）

65歳を対象者として実施。平成26年度から5年間は経過措置として100歳までの5歳ごとに段階的に実施(ただし26年度のみ100歳以上も含む)。

2. 任意接種

(1) 風しんワクチン任意接種費用助成

風しんの流行にともない、妊婦が風しんに罹患することによる“先天性風しん症候群”の発生を予防するため、「風しん抗体価が低いと認められた妊娠を希望する女性」及び「風しん抗体価が低い妊婦と同居している風しん抗体価が低い者」を対象者として接種費用を助成する。

申請件数 43件(内訳:妊娠を希望する女性 34人 妊婦の配偶者等 9人) 228,886円(扶助費)

1. 公害対策

(1) 騒音

町民への影響が懸念される騒音には交通騒音、工場騒音、建設作業騒音等があり、当町には名神高速道路、京都第二外環状道路、国道171号、国道478号、府道大山崎大枝線をはじめ、東海道新幹線、JR在来線、阪急電鉄などが縦横に走っている。このような交通騒音は広範囲に生活環境に影響を与える可能性があり、環境基準値の定めがある。自動車交通騒音及び新幹線鉄道騒音について、継続的な調査を実施している。

(2) 大気汚染

大気汚染の原因物質としてばい煙、粉じん、一酸化炭素、窒素酸化物及び粒子状物質等があり、当町では特に名神高速道路等の通行車両が発生源である二酸化窒素等が課題であったため、二酸化窒素濃度分布簡易調査を継続的に実施している。調査の結果、自動車排出ガス規制強化等により、年々濃度は低下傾向にある。

(3) 水質汚濁

町内の河川は、小泉川、小畑川、桂川を除き、いずれも自己流量は少ない。又、下水道の整備が年々進み、家庭雑排水の流入が減少し、有機性汚濁は減少しているものと思われる。

2. 公害苦情件数の推移

年 度		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	10箇年度 合計	10箇年度 平均
典型 7 公害	① 大 気 汚 染	1	1	2	1	3	1	4	2	3	4	22	2.2
	② 水 質 汚 濁	3	0	0	1	0	1	0	0	1	1	7	0.7
	③ 騒 音	0	0	0	1	2	3	1	2	0	4	13	1.3
	④ 振 動	0	0	0	2	2	0	0	0	1	4	9	0.9
	⑤ 悪 臭	0	2	1	4	0	1	2	2	2	4	18	1.8
	⑥ 土 壌 汚 染	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	⑦ 地 盤 沈 下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
典 型 7 公 害 以 外		0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2	0.2
計		4	3	3	9	7	6	8	6	8	17	71	7.1

### 3. 関係法令および府条例に基づく特定施設等届出状況

#### (1) 騒音関係

ア 騒音規制法に基づく特定施設設置事業所数	13
イ 騒音規制法に基づく特定施設数	437
ウ 京都府環境を守り育てる条例に基づく特定施設設置事業所数	22
エ 京都府環境を守り育てる条例に基づく特定施設数	653

#### (2) 振動関係

ア 振動規制法に基づく特定施設設置事業所数	15
イ 振動規制法に基づく特定施設数	384
ウ 京都府環境を守り育てる条例に基づく特定施設設置事業所数	19
エ 京都府環境を守り育てる条例に基づく特定施設数	281

### 4. 調査測定実施状況

#### (1) 騒音関係

ア 府道大山崎大枝線		
平成30年11月7日(水)～11月8日(木)	1地点	延べ24時間
イ 名神高速道路		
平成30年11月12日(月)～11月13日(火)	1地点	延べ24時間
平成30年11月14日(水)～11月15日(木)	1地点	延べ24時間
平成30年11月19日(月)～11月20日(火)	1地点	延べ24時間
平成30年11月21日(火)～11月22日(水)	1地点	延べ24時間
ウ 環境騒音		
平成30年11月1日(木)～11月5日(月)	9地点	

#### (2) 大気関係

二酸化窒素濃度分布簡易調査		
平成30年5月14日(月)～5月16日(水)	70地点	延べ48時間



## 5. 環境対策推進経費

再生可能エネルギーの普及促進のため、住宅用太陽光発電システム設置補助(5件分:合計1,615,000円、1件当り上限345,000円)を行った。

保健センター費 健康課

1. 母子保健事業

(1) 母子健康手帳

発行数
174人

(2) マタニティ教室

開催回数	受講者数
12回	124人

(3) 前期離乳教室

開催回数	受講者数
6回	98人

(4) 後期離乳教室

開催回数	受講者数
6回	75人

(5) バンビ☆クリニック

開催回数	受診者数	実人員
6回	32人	20人

※平成28年度府から移管

(6) 発達相談

開催回数	来所児数
49回	73人

(7) 発達障害児等早期発見・早期療育支援事業

4歳児 スクリーニング事業		集団観察		巡回支援			発達相談(再掲)		
対象者	実施者	実施園	実施回数	対象者	実施園	実施回数	対象者	開催回数	来所児数
145人	145人	3ヶ所	6回	85人	3ヶ所	6回	85人	49回	73人

(8) 妊婦健康診査

平成21年度から1回の妊娠につき、計14回公費助成を開始する。平成22年1月1日から国の要綱改正に基づき「HTLV-1抗体検査」を追加する。

平成23年4月1日からクラミジア検査追加。

基本 健診	健診回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目	9回目
	件数	174	169	164	168	168	175	169	168	154

母子保健対策事業 申請者数
17人

10回目	11回目	12回目	13回目	14回目	計
127	148	135	116	81	2,116

母子保健対策事業 387,758円(扶助費)

追加 健診	検査内容	血液検査①	血液検査②	血液検査③	血液検査④	免疫検査	B群溶血性 レンサ球菌 検査	HIV抗体価 検査	HTLV-1 抗体検査	子宮頸がん 検診	クラミジア
	件数	173	165	172	143	173	144	171	158	175	175

超音波①	超音波②	超音波③	超音波④	計
164	143	170	164	2,290

妊婦健康診査 14,382,260円(委託料)

(9) 乳幼児健診

種別	区分	実施回数	対象者数	受診児・者数	健診結果				受診率	
					指導を要しない者	要指導				要治療及び要精密検査
						栄養指導	フォロー	実人員		
乳児前期健診		12回	168人	172人	130人	18人	20人	38人	4人	101.8%
乳児後期健診		6回	172人	171人	81人	57人	33人	90人	0人	97.2%
1歳6か月健診(内科)		6回	159人	156人	26人	80人	81人	127人	3人	96.9%
1歳6か月健診(歯科)		6回	159人	152人	150人	う歯保有児数 2人 り患率 1.3%			う歯総本数 7本	94.4%
3歳児健診(内科)		6回	142人	141人	110人	39人	31人	55人	22人	99.3%
3歳児健診(歯科)		6回	142人	141人	113人	う歯保有児数 28人 り患率 19.9%			う歯総本数 91本	99.3%

(10) 転入児相談

実施回数	把握数
4回	30人

(11) 2歳児相談

実施回数	参加者数
4回	39人

(12) あそびの広場(場所開放型)

実施回数	参加者数
30回	216人

(13) あそびの広場(教室型)

実施回数	参加者数
12回	553人

(14) すくすく広場

実施回数	参加者数
12回	329人

(15) 訪問指導 のべ人数

実施保健師数	妊婦	産婦	新生児(未熟児を除く)	未熟児	乳児	幼児	その他
3人	0人	156人	1人	13人	155人	5人	0人

(16) 相談

随時電話相談
250件

(17) 不妊治療給付事業

一般不妊治療 (内人工授精実施)	不育治療
34件(17件)	1件

(18) 未熟児養育医療費

給付実人員	給付のべ件数	給付のべ日数
6人	13件	202日

給付総額 945,716円(扶助費)

給付総額 854,066円(扶助費)

平成26年10月より男性不妊治療および不育治療も対象となる。

平成28年1月20日以降の男性不妊治療分は国の給付事業となる。

(19) 大山崎町子育てコンシェルジュ

核家族化、地域のつながりの希薄化等により、地域において妊産婦やその家族を支える力が弱くなってきており、妊娠・出産、子育てに係る妊産婦等の不安や負担が増えてきている。このため、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行うことを目的に、平成31年4月事業スタートに向けて、平成30年度に相談室等の環境整備を行った。

**2. 成人病対策事業(老人保健関係含む)**

平成20年度から保険者による健康診査に変更され、大山崎町国民健康保険加入者は「特定健康診査」に、後期高齢者医療保険加入者は「長寿健康診査」となる。健康増進法に基づく健康診査は、生活保護被保護者等を対象に実施する。30歳代の健康診査は「さんさん健康診査」として集団方式のみ実施する。

(1)-1 長寿健康診査・健康増進法に基づく健康診査・特定保健指導

	実施日数	健康増進法に基づく健康診査受診者数	さんさん健康診査(30歳代)	長寿健康診査(人間ドック含む)		支出額
				対象者	受診者	
個別方式	7月～10月 委託医療機関	24人			2,133人	12,698,132円
集団方式	7月 3日間	4人	61人	受診者	1,236人(57.9%)	
集団方式 結果説明会	9月 2日間	来所者数 13人 医師相談・栄養指導・保健指導を実施				

(1)-2 特定保健指導

積極的支援 判定者 27人 実施者 15人 (実施率 55.6%)  
 動機付け支援 判定者 72人 実施者 42人 (実施率 58.3%)

(2) 胃がん検診(40歳以上)

平成26年度から、午後実施日を1日設定(乳がん検診とドッキング)。

検診日数	受診者数(内40～69歳)	受診率 *1	要精密検査者	胃がん
3日(6台)	234人(127人)	2.5%(2.1%)	27人	0人

1,188,000円(委託料)

(3) 子宮がん検診(20歳以上)

平成17年度から2年に1回の受診となり、30歳以上から20歳以上に変更し誕生日検診の個別通知は廃止。平成30年度は西暦の奇数年生まれが対象。

無料クーポン券検診事業として平成21年度から「女性特有のがん検診推進事業」を実施。平成23年度から「がん検診推進事業」に名称変更。

平成26年度からは「働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業」、平成27年度から「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」「働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対象緊急支援事業」として実施、平成28年度からは「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」として20歳のみ実施。

平成30年度から子宮頸がん検診の検査方法が液状検体法に変更、子宮体がん検診の廃止。

受診者数(内20～69歳)		受診率 *2 (内20～69歳)	要精密検査者	精密検査結果 (平成29年度)	
		平成30年度		要精密検査者	子宮がん
頸がん	352人(297人)	11.4%(13.8%)	8人	6人	0人
体がん	-	-	-	1人	0人

2,562,481円(委託料)

(再掲)新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業(対象者 53人 受診者数 4人 受診率 7.5%)

(4) 肺がん検診(40歳以上)

受診者数(内40～69歳)	受診率 *1	要精密検査者数	肺がん(疑い含む)
474人(108人)	5.1%(1.8%)	16人	0人

1,408,860円(委託料)

(5) 結核検診(65歳以上 肺がん検診と同時実施) ※対象者65歳以上=4,408人

受診者	受診率	結核発見者数
366人	8.3%	0人

(6) 肝炎ウイルス検診

平成14年度から5ヵ年計画として開始する。国の実施延長に基づき平成20年度から対象を40歳のみに変更、個別方式のみとする。

	検査の種類	対象者数	受診人員	要精密検査	精密検査結果	
					C型肝炎	B型肝炎
個別方式	C肝及びB肝実施	207人	32人	0人	0人	0人
	C肝のみ		0人	-	-	-
	B肝のみ		0人	-	-	-

105,261円(委託料)

(7) 乳がん検診(40歳以上)

平成17年度から2年に1回の受診となり、対象を30歳以上から40歳以上に変更し、マンモグラフィ検診を導入。平成30年度は西暦の奇数年生まれが対象。

無料クーポン券検診事業として平成21年度から「女性特有のがん検診推進事業」を実施。平成23年度から「がん検診推進事業」に名称変更。

平成26年度からは「働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業」、平成27年度から「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」「働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業」として実施、平成28年度からは「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」として40歳のみ実施。

平成29年度から京都府が構築した「管外受診制度」導入。集団検診の受け漏れ対策として活用。

受診者数(内40～69歳)			受診率 *3	異常なし		要精密検診者数		精密検査結果	
			30年度(内40～69歳)					乳がん	
集団	317人	301人(240人)	12.2%(14.9%)	292人	281人	25人	20人	1人	1人
管外	(255人)	16人(15人)	0.4%(0.7%)		11人		5人		0人

1,968,782円(委託料)

(再掲)新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業(対象者107人 受診者数28人 受診率26.2%)

(8) 大腸がん検診(40歳以上)

個別方式は、特定健康診査等と同時期に実施する。集団方式は、他のがん検診・特定健康診査等集団健康診査と同時に実施する。

受診者数(内40～69歳)			受診率 *1	要精密検査者	大腸がん
集団方式	1,255人 (424人)	253人	13.4%(7.0%)	103人	8人
個別方式		1,002人			

4,654,887円(委託料)

平成27年度でがん検診推進事業は終了。

(9) 前立腺がん検診(55歳以上の男性)

	日数	受診者数	要精密検査者	がん発見者
集団方式	3日間	90人	9人	1人
個別方式	7/2～10/31	515人	53人	5人
計		605人	62人	6人

971,597円(委託料)

\*1 胃がん・肺がん・大腸がん検診受診率の算出に用いる対象人口の算出式

当該年度4月1日総人口による40歳以上を対象者とする＝9,354(人) ※平成28年度～地域保健事業報告様式の変更による(40歳～69歳6,113人)

<参考>平成27年度まで:40歳以上の総人口－(40歳以上の就業者数－40歳以上の農林水産業従事者数)＝4,432(人) ※平成22年国勢調査結果数値を使用

\*2 子宮がん検診受診率の算出に用いる対象人口の算出式

当該年度4月1日総人口による20歳以上の女性人口を対象者とする＝6,736(人) ※平成28年度～地域保健事業報告様式の変更による(20歳～69歳4,895人)

<参考>平成27年度まで:20歳以上の女子総数－(20歳以上の女性就業者数－20歳以上農林水産業女性就業者)＝3,466(人) ※平成22年国勢調査結果数値を使用

\*3 乳がん検診受診率の算出に用いる対象人口の算出式

当該年度4月1日総人口による40歳以上の女性人口を対象者とする＝4,990(人) ※平成28年度～地域保健事業報告様式の変更による(40歳～69歳3,165人)

<参考>平成27年度まで:40歳以上の女子総数－(40歳以上の女性就業者数－40歳以上農林水産業女性就業者)＝2,787(人) ※平成22年国勢調査結果数値を使用

(10) 胃がんリスク検診(60歳のみ)

平成26年度から個別方式で実施。

	対象者数	受診人員	受診率	要精密検査者	受診結果		
					A判定	B判定	C判定
個別方式	149人	25人	16.80%	10人	15人	6人	4人

102,475円(委託料)

(11) 健康教育

開催回数	参加延人数
43回	862人

(12) 健康相談

開催回数	参加延人員
129回	1,013人

(13) 訪問指導

	要指導者	精神疾患	その他
のべ人員	126人	5人	0人

平成29年度から生活習慣病重症化予防訪問開始

### 3. 健康づくり

(1) 歯のひろば

参加人員 106人 (内訳 成人 65人 子ども 41人)

(2) 「ほけんセンターだより」を毎月各世帯に配布

(3) 食友会 ※元食生活改善推進員(平成28年3月末、会員の高齢化等により活動が困難になったため解散)によるOB会活動

平成28年度から、健康増進係と協力し、1才半歯科健診における野菜の普及活動、集団健康診査の健診結果説明会における減塩の普及活動を実施。

	健康増進係との協力活動
回数	8回
参加会員延数	28人

(4) 栄養指導

集団栄養指導 70回 のべ指導者数 821人

個別栄養指導 82回 のべ指導者数 752人

(5) 骨密度測定(20歳以上の希望者)

受診者数	年齢別受診者数					保健指導	栄養指導
	20歳代	30歳代	40～64歳	65歳以上	合計		
211人	13人	71人	32人	95人	211人	41人	41人



#### 4. 献血事業

京都府献血推進計画を踏まえ、京都府赤十字血液センターと連携して、地域住民及び企業の方々に対し、血液に関する正しい情報を提供し、正しい知識と献血の普及・啓発を行い、献血者の確保に努める。

日数	受付者数		採血者数		採血率		1日平均採血者数	
	200ml	400ml	200ml	400ml	200ml	400ml	200ml	400ml
全血献血 (200ml・400ml)	200ml	400ml	200ml	400ml	200ml	400ml	200ml	400ml
9.5日	24人	482人	18人	441人	75.0%	91.5%	1.9人	46.4人

#### 5. 精神保健

平成14年度から精神保健業務の一部が市町村に移管され、平成15年度から24年度まで健康課健康増進係が所管する。

平成24年6月20日「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(通称 障害者総合支援法)」と名称変更され、平成25年4月1日から施行されたことに伴い、福祉課社会福祉係に移管する。相談・訪問指導等は継続して健康課健康増進係が所管する。

#### 6. 医療との連携

昭和57年度に乙訓地域の日・祝日の医療の確保のため乙訓休日応急診療所が長岡京市に開所。また翌58年度には済生会京都府病院が長岡京市に開院、59年度から公的病院として不採算部門への運営費補助を実施。住民ニーズに応える病院としての機能の充実のため、懇話会や保健衛生事務協議会と定期的に懇談会をもっている。平成2年度には、済生会京都府病院が国の共同利用施設整備事業モデル事業の指定を受ける。平成5年7月から済生会京都府病院が開放型病院として承認される。その他、病院群輪番制や乙訓医師会委託による外科の在宅当番医制等々、住民の医療の確保に努めている。

(1) 乙訓休日応急診療所利用状況

①総括

診療日数	72日
診療人数	5,511人
1日当患者数	76.5人

②居住地別患者数

	患者数	構成比
大山崎町	485人	8.8%
向日市	1,182人	21.4%
長岡京市	2,672人	48.5%
京都市	965人	17.5%
その他	207人	3.8%
計	5,511人	100.0%

③年齢別患者数

	患者数	構成比
0～5歳	2,010人	36.5%
6～15歳	1,198人	21.7%
16歳以上	2,303人	41.8%
計	5,511人	100.0%

④病類別患者数

	患者数	構成比
呼吸器系	4,074人	73.9%
消化器系	831人	15.1%
循環器系	16人	0.3%
その他	590人	10.7%
計	5,511人	100.0%

施設使用料  
451,000円(使用料)  
運営費負担金  
628,000円(負担金)

(2) 在宅外科当番医制事業の利用状況

診療日数	診療者数	年 齢 別				性 別		住 所 別		
		0～6歳	7～15歳	16～64歳	65歳以上	男	女	向日市	長岡京市	大山崎町
72日	352人	62人	56人	140人	94人	201人	151人	101人	219人	32人
		17.6%	15.9%	39.8%	26.7%	57.1%	42.9%	28.7%	62.2%	9.1%

239,700円(委託料)

(3) 済生会京都府病院

○地域別患者来院状況(平成30年4月～31年3月)

大 山 崎 町				全 地 域			
入 院	外 来	1日平均患者数		入 院	外 来	1日平均患者数	
		入 院	外 来			入 院	外 来
8,924人	13,082人	24.4人	53.4人	79,042人	113,785人	216.6人	464.4人
		(365日)	(245日)				

(4) 病院群輪番制

休日又は夜間に、休日急病診療所及び一般医療機関から、入院治療等を必要とする患者の受入れを行う目的で、京都市・乙訓地域を4地域に分割して地域ごとに当番医院を設置。休日・夜間の救急、急病に対応。

652,188円(負担金)

○住所地別患者状況

(単位:人)

区分		大山崎町	向日市	長岡京市	京都市	その他	合計
入 院	内科	3	12	14	511	59	599
	外科	0	1	2	179	28	210
	小児科	1	12	11	120	7	151
	脳外科	0	3	2	82	27	114
	その他	2	24	13	186	26	251
	小計	6	52	42	1,078	147	1,325
外 来	内科	9	51	69	1,578	222	1,929
	外科	8	33	48	908	127	1,124
	小児科	15	73	118	1,215	96	1,517
	脳外科	1	16	16	114	24	171
	その他	21	59	90	389	51	610
	小計	54	232	341	4,204	520	5,351
総合計		60	284	383	5,282	667	6,676

1. 塵芥処理事業

平成30年度において本町では、可燃物、不燃物ごみを含め、住民一人当たり年間約184kgのごみが排出されている。(平成30年10月1日の住基人口:15,949人)

可燃物ごみは週2回収集、資源ごみは減量化と再資源化を進め、埋立地の延命、財政負担の軽減といった相乗効果を期待し、昭和54年度より分別収集を実施している。

容器包装リサイクル法の施行により、乙訓二市一町では、乙訓環境衛生組合リサイクルプラザが平成10年度から稼動し、平成11年度からペットボトルの回収を実施している。

また、平成12年度末に乙訓環境衛生組合プラプラザが竣工したことにより、平成13年度からは、「その他プラスチック類」の分別収集を実施している。

(1) 可燃ごみ収集(一般家庭)

ア 委託業者 2業者(収集車計3台)  
 イ 年間総収集量 2,465 トン

(2) 分別収集

ア 直営収集 収集車 3台  
 イ 委託収集 収集車 1台  
 ウ 年間総収集量 再資源化ごみ 403 トン 粗大ごみ 65 トン  
 エ その他委託 容器設置及び分別指導員配置委託 ステーション数 83か所

(3) 粗大・臨時ごみ収集

一般家庭より出る粗大ごみ、または多量のごみを、申込みにより有料で収集した。(1,194件)

(4) 平成30年度可燃物・粗大ごみ・資源ごみ収集量

(単位:トン)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
可 燃 ご み	209.51	221.06	200.65	220.47	198.58	205.60	217.36	205.27	213.72	207.68	171.26	193.92	2,465.08
粗 大 ご み	6.04	2.86	4.20	5.06	6.90	8.54	10.57	5.46	5.23	4.50	2.68	2.80	64.84
資 源 ご み	31.540	28.173	37.027	36.209	31.977	46.180	31.970	32.484	39.849	33.711	27.020	27.086	403.226
計	247.090	252.093	241.877	261.739	237.457	260.320	259.900	243.214	258.799	245.891	200.960	223.806	2,933.146

## (5) 資源ごみ分別別収集量

(単位:トン)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
カ           ン	3.34	2.96	3.36	3.70	3.34	3.74	2.99	3.26	3.21	3.32	2.88	2.88	38.98
ビ           ン	7.81	7.05	8.14	7.68	7.36	7.84	6.16	6.84	7.79	8.48	6.32	6.33	87.80
その他不燃物	11.56	9.82	15.21	14.39	11.10	24.23	14.74	13.20	19.86	12.00	9.49	9.69	165.29
ペットボトル	2.27	2.11	2.63	3.10	3.35	3.23	2.27	2.16	2.06	1.88	1.71	1.82	28.59
その他プラスチック	6.56	5.92	7.04	6.69	6.42	7.14	5.81	6.39	6.83	6.99	5.93	5.79	77.51
廃乾電池	0.000	0.000	0.647	0.649	0.000	0.000	0.000	0.634	0.000	0.660	0.690	0.576	3.856
廃蛍光灯	0.000	0.313	0.000	0.000	0.407	0.000	0.000	0.000	0.099	0.381	0.000	0.000	1.200
計	31.540	28.173	37.027	36.209	31.977	46.180	31.970	32.484	39.849	33.711	27.020	27.086	403.226

## 2. し尿処理

## (1) し尿汲み取り

住民生活の衛生及び環境保全を図るため、業者委託によりし尿収集を行った。

ア 委託業者                   1業者

イ 年間汲み取り件数   [一般家庭]延べ戸数           229戸   (延べ人員 395人)

                                  [事業所]計量制延べ件数   239件

ウ 年間総汲み取り量   142,590 0

エ 平成30年度し尿汲み取り月別収集量

(単位:0)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
一般家庭	2,808	3,130	2,900	3,922	2,740	2,860	3,422	2,576	3,192	2,300	2,042	330	32,222
臨時・従量	10,072	10,620	10,350	3,348	5,670	4,500	6,228	5,364	7,668	7,200	13,878	25,470	110,368
計	12,880	13,750	13,250	7,270	8,410	7,360	9,650	7,940	10,860	9,500	15,920	25,800	142,590

(2) 浄化槽

- ア 平成31年3月31日現在設置基数 24
- イ 平成30年度浄化槽設置申請に伴う指導件数 0
- ウ 平成30年度浄化槽汚泥収集量

(単位:ℓ)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
浄化槽汚泥収集量	2,480	23,960	0	1,340	39,790	1,060	22,880	5,940	20,680	1,600	4,740	1,780	126,250

**3. 乙訓環境衛生組合**

乙訓環境衛生組合に対し、ごみ処理及びし尿処理に係る費用の分担金を支出した。(分担金:132,619,000円)

**4. 畜犬登録及び狂犬病予防対策**

狂犬病予防法に基づき、予防と蔓延を防ぐため実施した。

- ア 登録及び予防注射実施期間 平成30年4月24日(火)～25日(水)(集合注射実施日)
- イ 登録頭数 (年間) 747頭
- ウ 予防注射 (年間) 448頭

**5. あき地除草対策**

町条例に基づき、「あき地所有者」に対し、空き地の適正管理(雑草の除去)の指導を行う。